論文の内容の要旨

論文題目　現代エジプトの沙漠開発の民族誌：
　　ブハイラ県バドル郡地域の歴史・法・社会関係の研究

氏名　　竹村　和朗

本論文は、現代エジプトの沙漠開発について、その場の一つであるブハイラ県バドル郡地域を生きる人々が自らの生をどのように捉えているか、という点から論じた民族誌的研究である。

エジプトにおける沙漠開発は、肥沃なナイル川流域の外部に広がる不毛な沙漠地に手を加え、耕作や住宅のために利用しようとする試みである。とりわけ 20 世紀後半以降、灌漑技術の発達や生活基盤の拡大、国家主導の大規模な開発事業の実施から多くの沙漠開拓地が作り出されてきた。これらの土地は、開発主体である国家や公的機関から払い下げられ、個人や企業の間で取引きされるようになった。沙漠地はいまや富の源泉となり、人々にとって一大関心事になっている。

従来、沙漠開発は、政策や開発事業の評価の観点から、または、それらに組み込まれた受益者たちの環境適応や社会形成への社会学的関心から論じられてきた。しかし、本論文はそのような予め用意された問いをもって、現代エジプトの沙漠開発を論じることを目的としない。本論文が関心を向けるのは、沙漠開発によって作り出された沙漠開拓地を生きる人々が何を考え、自らや周囲をどのように捉え、その中でどのように行動しているのか、である。そうした場の一つであるブハイラ県バドル郡地域におけるフィールドワークにもとづき、バドル郡の人々が持つ考えや視点を再構成し、「沙漠開発の民族誌」を提示する。

バドル郡地域は 1950 年代初頭の沙漠開発事業「タフリール県計画」によって拓かれ、2001 年にはブハイラ県第 15 の「郡」となった。同地域におけるフィールドワークは 2010 年から 2012 年にかけて行われた。2011 年 7 月まではバドル郡の一画にあるカイロ・アメリカ大学農場への訪問・滞在を繰り返し、2011 年 7 月から 2012 年 4 月までは中心部の町マルカズ・バドルにアパートを借りて滞在した。おもな「民族誌的対話者」は、大学農場に関係する Y、Y を通じて知り合った苗農場経営者の Z、アパートの大家 G である（すべて仮名）。フィールドワークからは次の 3 点が主題として浮かび上がってきた。それは、人々がこの地域の「歴史」をどのように表現しているのか、重要な財産である土地の「法」とどのように関わっているのか、そして生活を営む上でどのような「社会関係」に依拠しているのか、である。本論文はこれら 3 点の主題をそれぞれ 1 部 2 章、全 3 部 6 章から論じていく。以下、各章の内容を要約する。

第 I 部では「歴史」を論じた。第 1 章では、バドル郡地方行政機構が作成した冊子『タフリール県は革命の申し子』（2003 年出版）を取り上げ、その内容を吟味しつつ、誰によって誰に向けて書かれたものなのか、を読み解いた。この冊子を取り上げることには、二つの理由がある。一つは、地方の歴史に関する政府刊行物として、この冊子がバドル郡の側（それが「住民」を「代表」しているかどうかは措くとしても）からの表象であることは否定できない点にある。現代の民族誌が開発や国家、行政を視野に入れるのであれば、この種の刊行物も考察の対象に含まれるべきであろう。もう一つは、これがまさに政府刊行物であることから、人々の間における周知や配布が限定的であり、冊子が示す内容も人々の一般的理解と一致しない点である。この意味において、冊子は地域の人々にとっての「歴史」を体現している。それは、政府や権力者によって「書かれたもの」であり、人々が自らや周囲について持っている「記憶」から乖離した存在なのである。

第 2 章では、人々が持つ「記憶」の一例として、マルカズ・バドルでのアパートの大家 G が自分自身や市内のモスク（イスラーム教の礼拝所）について語った話を取り上げた。G は 3 階建ての自宅の各階を独立したアパートにして、1 階に長男一家を住まわせ、自身は妻と未婚の次男とともに 3 階に住み、2 階を賃貸ししていた。私は G のアパートに入居した後、当初は時折お茶に誘われるくらいであったが、次第にほぼ毎日飲食や団欒をともにするようになっていった。そうした私的な場で、G はしばしば身のまわりの出来事や自身の経験談を語った。第 2 章の前半で示された G の人生譚は、G がさまざまな場面で語った話を集めたものであるが、後半の市内のモスク建設に関わる話は、私が G に調査を依頼した結果、G の「記憶」が刺激され語られた話である。G によれば、市内のモスクは中心部にある一つを除き、すべて個人的な慈善行為によるものであり、それぞれに寄付者の名前が結び付いている。その中には裕福な商人もいれば、わが道を行く宗教実践者もいるが、これらの人々の名は第 1 章で取り上げた冊子には出てこない。G の語りは、表に出ることは少ないが、人々が自らの地域社会の構成要素や歴史的展開を「記憶」し、それを表現するあり方を持つこと指し示している。

第 II 部では沙漠開拓地の「法」を論じた。国家法はバドル郡の日常生活のさまざまな局面に入り込んでいるが、中でも土地（沙漠開拓地）に関わる法は、人々の生計や財産に大きく影響する点で特に重視されていた。この点に私が気付いたのは、ある日知人から「土地を買ったので南タフリール農業社に登記に行く」という話を聞き、アパートに戻ってからその意味を G に尋ねたところ、G が自宅に関する同社発行の土地売買契約書を見せてくれたことによる。この契約書を読み解くため、まず第 3 章では 1948 年制定の民法第 874 条を中心に、沙漠地に関わる法の展開を整理した。民法第 874 条は 3 項から構成される。第 1 項「所有者のない非耕作地は国の所有物とする」と第 2 項「国からの事前許可のない占有は禁止する」に対し、第 3 項「ただしエジプト人がその土地を耕作・宅地化した場合には所有権を与える」は強力な例外規定を設けている。第 3 項の規定はイスラーム法における「死地蘇生」の法理に由来していたが、20 世紀後半の法改正を通じて次第に否定されていき、沙漠地は「国有地」へと変容していった。

第 4 章では、「国有地」（実際には公的機関の保有地）であるはずのバドル郡の土地が人々により「占有」されていたが、1970 年代以降に進められた「タムリーク」と呼ばれる行政手続きを経て「占有の合法化」がなされ所有権が認められたことを、G やその他住民の話から明らかにした。続いてこのタムリーク手続きの仕組みを解明するため、1970 年代以降の農業省令を検討し、法令上の手続きや条件が次第に確定されていく過程を詳述した。そこで改めて G の土地売買契約書を見てみると、前文では土地所有者である南タフリール農業社が諸事情を鑑みて「占有の合法化」を認めたことが明言され、条文上でも「国有地」の払い下げに特徴的な「転売の制限」が確認された。タムリーク手続きの実際の運用からは、第 3 章で挙げた法改正による沙漠地占有の禁止が国家からの一方的な押し付けであったと同時に、それが占有者との交渉の余地を残した形で進められてきたことが理解された。この点にエジプトの法体制が持つ柔軟性と人々の側の対応力を見て取ることができるだろう。

第 III 部では「社会関係」を論じた。エジプト社会論では社会関係は親族関係論から論じられることが多く、固定的なものとしてみなされがちであるが、まずは具体的な実践に目を向ける必要がある。第 5 章では農業を主要産業とするバドル郡経済の一部である苗農場を取り上げ、第 6 章では婚姻の成立に関わる祝宴を取り上げた。これらの文脈ではさまざまな親族用語や理念が想起されるが、議論の中では人々が実際にどのような言葉を用いて、どのような行動をとっているのか、に焦点を当てた。第 5 章では、まず統計資料からエジプト農業の全体構造や沙漠開拓地における苗農場の位置づけを示した後、具体的な事例である Z 農場に視点を移し、経営者 Z と農業技師 Y の二人の言動を描写した。苗農場をすることの意味と方法は、二人それぞれ異なるが、彼らが依拠する関係性は共通の利益にもとづく協業関係であり、それがしばしば親族関係用語で表現されていることが確認された。

第 6 章では、結婚や婚約に際して行われる祝宴を取り上げた。バドル郡において祝宴は数少ない娯楽であり、路地や広場を用いて祝宴会場が設置されるため目に付きやすく、また、多くの人を巻き込んで喜びを共有することが美徳とされている。その一方で祝宴は、結婚を

望む男女やその親たちにとって大きな経済的負担となっている。ここでは、祝宴を巡るバドル郡の人々の言動から、なぜ祝宴を開くのか、どのような人が祝宴に参加し、何が行われているのか、に焦点を当てた。祝宴に関する民族誌的報告は多いが、もっぱら法的・慣習的手続きや儀礼に関心が向けられ、参加者の種類や開催者の動機は述べられてこなかった。しかし、祝宴に参加すること、参加者を歓待することは人々によって重視されており、祝宴それ自体に意味が込められていることが明らかにされた。祝宴の開催に際して、「親族」「身内」「近親者」の範疇が理念上は強調されるが、実際にはそのような範疇に含まれない人でも、信義や義務の複雑な計算からさまざまな形で祝宴に関わることが観察されている。

以上 3 部 6 章の内容から、本論文はバドル郡における歴史・法・社会関係の諸側面を論じ、これらを総合した形で現代エジプトの沙漠開発の民族誌を提示した。終章では今後の方向性が模索されるとともに、本論文でとられた民族誌的方法論に対する省察が示された。